

提出書類に係る留意事項

1 参加申込書の作成について

(1) 参加申込担当者確認票 (様式 1)

- ・所属名、氏名、連絡先を記入してください。

(2) 個人競技参加申込書 (様式 2)

- ・「第 2 2 回秋田県障害者スポーツ大会参加申込書記入要領」と「記入例」をご確認の上、記入してください。

(3) 団体競技 (バレーボール (精神障害)) 参加申込書 (様式 3)

- ・「第 2 2 回秋田県障害者スポーツ大会参加申込書記入要領」をご確認の上、記入してください。
- ・原則として選手の変更は認めません。やむを得ず体調等の理由により変更が出た場合は、6 月 1 4 日 (金) までに必ず選手変更届 (様式 7) を提出してください。なお、大会当日の変更は認めません。

(4) 棄権届 (個人競技: 様式 5、団体競技: 様式 6)

- ・棄権する選手またはチームは、棄権届を提出してください。なお、棄権届は大会前日までの提出とします。
- ・大会当日、陸上競技、水泳、一般卓球、サウンドテーブルテニス、フライングディスク、ボウリング、ボッチャは招集時間に、アーチェリー、バレーボール (精神障害) は受付時間に遅れた選手およびチームを棄権とみなします。

2 出場資格の証明書類について

- ・個人競技、団体競技ともに、出場資格を示す証明書類 (手帳の写し) を必ず提出してください。
- ・重複障害のある選手は、重複する障害の手帳の写しも提出してください。(A 4 版用紙を使用)
- ※手帳を添付する場合は、令和 6 年 4 月 1 日現在、有効な手帳の写しを提出してください。
- ・現在申請中または更新中のため 5 月 1 5 日 (水) まで手帳の写しが提出できない場合は、大会事務局までご相談ください。

○手帳の写しを提出できない場合は、次の証明書類を提出してください。

障害名	手帳の写しを提出できない場合の提出証明書類
身体障害	身体障害者手帳に記載されている障害名で障害区分の判定が困難な場合、現在の障害程度が判る書類
知的障害	(1) 児童相談所、福祉相談センター所長の判定書の写し (2) 医師の診断書 (3) 在籍 (在学・通所・入所) または卒業 (退所) 先の所属長による証明書 ※以下の内容が必ず記載されていること ①証明年月日 ②在籍 (在学・通所・入所) または卒業 (退所) の団体名および所属長名・公印 ③対象選手に関する情報 (氏名、住所、性別、生年月日、令和 6 年 4 月 1 日現在の年齢、在籍 (学) 期間) ④証明文「療育手帳の取得の対象に準ずる障害があることを証明します」
精神障害	(1) 自立支援医療 (精神通院) 受給者証の写し (大会申込日と大会日程が受給有効期間内あるいは受給更新予定期間内) (2) 手帳更新中の場合、大会事務局に更新中であることを申し出る。(大会前に更新ができなかった場合や、手帳所持に適用しない障害の程度に変化していると判定された場合に、自立支援医療受給者証の無い者は出場できない。) (3) 手帳紛失の場合、発行申請書の写し (本来は手帳を所持している者とみなす。)

3 介助申請について（ボウリング、ボッチャ、バレーボールを除く）

- ・特段の理由により競技場内に同伴する介助者の入場を希望する場合は、個人競技参加申込書の「特記事項」欄内に具体的な理由を必ず記入してください。
- ・特例として、重複障害により介助申請対象区分に該当する障害があるが、これ以外の区分で申込をする場合は、事前申請により介助者の同伴が認められます。

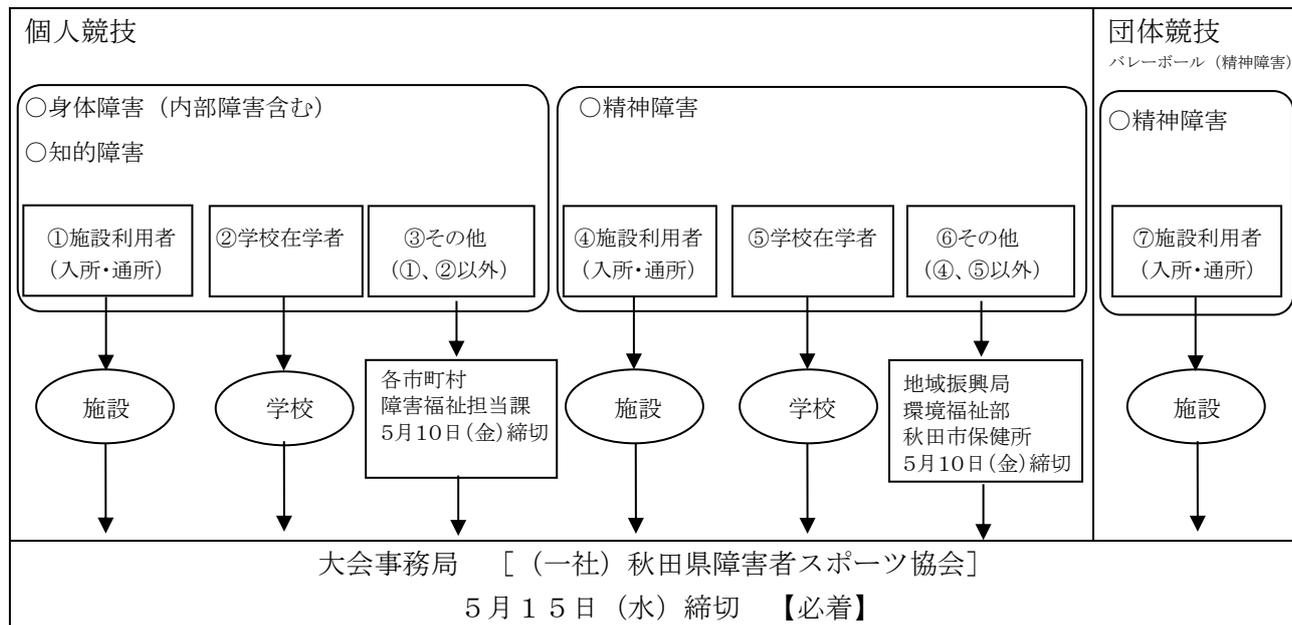
※いずれの場合も申込み時に理由を添えた申請が必要であり、当日の申請は認めません。

4 参加申込の流れ

- ・下の図のとおり、申込書類は郵送または事務局へ直接提出してください。（FAX等その他の受付はしません）

※施設利用者とは、入所または通所利用者のことを指します。個人競技に申し込む方で、図の

- ①、②、④、⑤に該当しない場合は、③または⑥のルートで申込書を各窓口に提出してください。



6 その他

- ・申込書でいただいた選手氏名、在住市町村名（郡市名）、障害区分、年齢区分をプログラムに記載し、参加者および競技役員等の大会関係者に配布します。このほか大会当日、会場に報道機関が来場することが予想され、選手の氏名、映像がテレビ、新聞等で報道されることがあります。また、大会事務局で発行する広報誌やホームページにも写真を掲載しますので、このことをあらかじめご理解、ご了承の上で参加申込をしてください。